

令和 5 年 第 1 回 定 例 会
陳 情 文 書 表

自 陳情第 1 号
至 陳情第 5 号

陳情 番号	件 名	付 託 委員会	審 査 結 果				頁
			日	委員会	日	本会議	
1	庁舎内における職員への政党機関紙の勧誘・配達・集金を自粛するよう求める陳情						1
2	けやき並木北交差点の歩行者用青信号の時間延長に関する陳情						3
3	市立小・中学校の給食費無償化へ向けた検討を求める陳情						5
4	民主主義・立憲主義の基盤である思想・良心の自由、請願権等を守るための陳情						6
5	陸自オスプレイ立川飛来訓練中止を求める陳情						8

陳 情 番 号	1	受理年月日	令和5年2月8日
陳情人住所氏名	東京都新宿区西早稲田2-10-2 公正な明るい都市をつくる会 代表 赤 嶺 文 雄		
件 名	庁舎内における職員への政党機関紙の勧誘・配達・集金を自粛するよう求める陳情		
〔陳情理由〕 近年、全国市区町村の庁舎内で、政党機関紙の勧誘・配達・集金が許可なく行われていることが問題となっており、新聞、月刊誌等の各種メディアで報道されています。 その中で、職員アンケートを実施した川崎市役所の実例が報告されていますが、しんぶん赤旗などの政党機関紙を、あまりに多くの管理職等の職員が購読している（させられている）ことに驚愕しました。特に、議員に勧誘され、「購読しなければならないというような圧力を感じた」と答えた職員が8割近くに上ったというのは、極めて深刻な状況です。新聞報道によると、全国自治体でも川崎市と同様の事例がたくさんあるようです。 庁舎内において、議員による職員に対するパワハラなどあってはなりません。ところが、全国の複数自治体において「心理的圧力を感じた（断れないので有料購読している）」という実情が報じられていることから、府中市役所においても、政党機関紙の勧誘・配達・集金行為に関する現状把握とルールを今一度明確にするとともに、庁舎内の政治的中立性を疑われるような行為は慎み、職員で読みたい方は自宅を配達先にするなど、住民の不安を解消していただきたい。			
〔陳情項目〕			
① 住民の不安を解消するために、庁舎内管理規則に定められている禁止事項、庁舎内販売等の規則を遵守し、住民の大切な個人情報や預かる執務室内に許可なく立ち入り、政党機関紙の勧誘（営業）・配達・集金が行われないようにしてください。			
② 政党機関紙の購読は個人の自由であり、制限されるべきものではありませんが、読みたい方は自宅を配達先として、住民に誤解を与えないようにする旨を職員に通達するなど指導を徹底していただきたい。			
③ 議員の皆様は、優位的な関係を背景にして、職員に政党機関紙を私費で購入するよう圧力をかけないようにする。			
④ 職員が声を上げにくく問題が放置されてきた実情を踏まえ、庁舎内で勧誘されたり、その際に心理的な圧力を感じたという実態がないか			

を確認、調査する（金沢市の事例参照）。

- ⑤ 職員が議員による政党機関紙勧誘に「圧力を感じている」事実が明確ならば、それはパワハラに当たります。また、職員が勧誘を拒否したり、購読をやめた場合、不当な嫌がらせを受けないか不安に思う職員もいるようです。声を上げにくい職員のために、職員の相談窓口を設置、あるいは明示するなど御対応いただきたい。

付託する委員会	
---------	--

陳 情 番 号	2	受理年月日	令和5年2月9日
陳情人住所氏名	府中市幸町1-26-4 梶原晴樹		
件 名	けやき並木北交差点の歩行者用青信号の時間延長に関する陳情		

〔趣旨〕

標記交差点について、令和2年9月歩車分離式への変更に伴い歩行者用青信号時間が大幅に短縮され、横断歩行者同士、さらには自転車と歩行者との衝突事故リスクが高まっていることから、歩行者用青信号時間を現行の21秒間から延長をお願いするものです。

〔理由〕

本件陳情書の提出に至った理由としては大きく2点あります。

1点目に、青信号のサイクルは、南北を走る国分寺街道を通行する車両（30秒間）、東西を走るさくら通りを通行する車両（27秒間）、国分寺街道及びさくら通りを横断する歩行者（21秒間）となっており、歩行者が2方向を渡る際は、一度渡った後、車両信号の南北及び東西の2回の車両青信号を待たなければなりません。この場合、歩行者の心情として、1回で2方向渡りたくなるのは、当然のことです。同交差点は地域の小・中学校の通学路にもなっており、小学生や一般住民が走って渡っており、自転車と接触の危険が散見されています。

2点目に、歩行者の中には、高齢者・ベビーカー利用者その他様々な事情で横断に時間のかかる方々もおり、1回の青信号で一つの横断歩道のみを渡るにしても、時間が短縮されたことに、困惑と危険を感じるという意見を多く聞きます。

地域の自治会や小・中学校からも同交差点の安全を十分に配慮願いたいとの賛同があり、以前警視庁に要望した結果、車両青信号の時間は短縮されたが、歩行者用青信号時間は変更されませんでした。歩行者が対角線方向に横断するためには、先述のとおり2サイクルの時間を要することとなりますが、それは心情的に無理があり、その結果急いだり走ったりして横断している状況です。歩行者用青信号を30秒間にしてほしいという声が上がっています。衝突による重大事故が起きる前に、ぜひとも対策をすることが必要と考えます。

地域の住民から警視庁へ要望を出し回答が来るまで10か月もかかり、添付の意見書にも返信がもらえず、加えて、警視庁ホームページサイトの「信号機BOX」に再三メールをするなど働きかけを続けておりますが、なかなか動きが見られず、不安を感じております。歩行者横断の際

の「ヒヤリハット」がなくなるよう、今後も要望等続けてまいりたいと思いますが、私どもの力に限界すら感じさせられております。

以上の理由から、けやき並木北交差点について、府中市から関係機関に働きかけていただき、誰もが安心安全に当該交差点を横断できるよう、歩行者用青信号の時間延長を実現し安全な交差点にしていきたいと願うものです。

付託する委員会	
---------	--

陳 情 番 号	3	受理年月日	令和5年2月10日
陳情人住所氏名	府中市栄町1-19-2 府中学校給食を考える市民の会 代表 佐藤 真理子		
件 名	市立小・中学校の給食費無償化へ向けた検討を求め る陳情		
〔陳情項目〕 1 学校給食費の無償化に向けた具体的な検討を求めます。 2 国・東京都に学校給食費の無償化に向けた検討を要請するよう求め ます。 〔陳情趣旨〕 昨今の新型コロナウイルス感染症や相次ぐ物価高騰などにより、市民 生活・経済は大きな影響を受け、子どもたちを取り巻く環境も激しく変 化しています。 こうした中、学校給食法に基づく、児童・生徒の心身の健全な発達を 目指した安全でバランスの取れた食を子どもたちに提供する学校給食の 役割は今後一層高まると同時に、家庭における経済的負担の軽減も必要 になると考えます。 全国でも給食費の無償化に取り組む地方自治体は増え、現在254に及 ぶ自治体が実施しており、都内では既に葛飾区や北区が2023年度から完 全無償化を決定。中央区や品川区をはじめ、検討に入っている特別区も 多くあると伺っています。 府中市においても、食育の推進、保護者の経済的負担軽減、さらには 子育て支援や少子化対策にも視野を広げ、学校給食費の無償化に向けた 検討を具体的に進めるとともに、国や東京都へも給食費無償化に向けた 検討を要請していただくようお願い申し上げます。			
付託する委員会			

陳 情 番 号	4	受理年月日	令和5年2月10日
陳情人住所氏名	府中市清水が丘2-36-2 伊 東 邦 子 外1人		
件 名	民主主義・立憲主義の基盤である思想・良心の自由、請願権等を守るための陳情		

現在、マスコミ等で政治家に対し、特定の宗教団体及びその関連団体との関係を断つよう求める論調が繰り返され、令和4年9月には富山市議会において「特定の宗教団体及びその関連団体との関係を一切断つ」という決議がなされ、同様の決議案が複数の地方議会に提起されています。しかし、それぞれのポリシーが尊重されるべき民間団体においてはともかく、全ての市民に対して中立・公平たるべき地方公共団体の機関である市長や市議会が特定の宗教及びその関連団体と関係を遮断することは、地域内の関連団体や信者らの憲法第19条の思想・良心の自由、憲法第20条1項の信教の自由に対する侵害となることはもちろん、憲法第16条で保障されている請願権の侵害となり、憲法第14条1項で保障されている法の下での平等に違反することになります。これらの基本的人権は、いずれも民主主義の根幹と立憲主義の基盤を形成するものであり、地方公共団体の機関である地方議会がこれらを侵害することは、我が国の民主主義と立憲主義を危うくするものです。かかる見地に立ち、府中市議会の代表者たる府中市議会議長に対し、次のとおり陳情いたします。

〔陳情項目〕

- 1 府中市及び府中市議会において特定の宗教法人及びその関連団体（ただし、反社会的団体との法的根拠がある団体は除く。）との関係を遮断する内容の宣言・決議をしないこと。
- 2 府中市及び府中市議会において市議会議員を含む公人及び私人に対し、特定の宗教に対する信仰の有無を問うたり、その団体との関係を調査・質問したりしないこと。

〔陳情理由〕

- 1 思想・良心の自由及び信教の自由について
憲法第19条は「思想・良心の自由は、これを侵してはならない」と定め、同第20条1項前段は「信教の自由は何人に対してもこれを保障する」としています。これらの権利は、世界人権宣言の内容を基礎として、これを条約化した国際人権規約（自由権規約）にも定められています。思想・良心の自由には、「沈黙の自由」、すなわち、思想・良心を告白するよう強制され、または推知されない自由が含まれてお

り、このことは、信教の自由における進行に係る告白についても同様です（佐藤幸治「日本国憲法論 [第2版] 245ページ、254ページ」）

2 請願権について

憲法第16条は「何人も、損害の救済、公務員の罷免、法律、命令又は規則の制定、廃止又は改正その他の事項に関し、平穩に請願する権利を有し何人も、かかる請願をしたためいかなる差別的待遇も受けない」としてこれを保障しています。

3 法の下での平等について

国際人権規約（自由権規約）は第2条で「人種、皮膚の色、性、言語、宗教、政治的意見その他の意見、国民的若しくは社会的出身、財産、出生又は他の地位等によるいかなる差別も」されないことを約束し、その趣旨を踏まえた憲法第14条1項は「全ての国民は、法の下に平等であつて、人種、信条、性別、社会的身分又は門地により、政治的経済的又は社会的関係において、差別されない」としています。

付託する委員会	
---------	--

陳 情 番 号	5	受理年月日	令和5年2月10日
陳情人住所氏名	府中市晴見町3-7-44 府中革新懇 丁 弘 之		
件 名	陸自オスプレイ立川飛来訓練中止を求める陳情		

〔陳情主旨及び理由〕

自衛隊のオスプレイが2月1日、暫定配備されている千葉県木更津市の陸上自衛隊駐屯地から立川市の陸自立川飛行場に飛来し離着陸訓練を実施しました。

昨年11月、立川飛行場周辺8市（立川、昭島、小平、日野、国分寺、国立、東大和、武蔵村山）に北関東防衛局から立川基地でオスプレイの訓練を実施する旨説明があり、周辺8市で構成する「立川飛行場周辺自治体連絡会」は国に対し、事故や故障が相次ぐ同機の飛来に懸念を示し慎重な対応を昨年11月7日と今年1月20日、二度にわたって要望し、立川市議会、国立市議会でも同種の意見書を全会一致で採択しています。

飛行経路は木更津、東京湾、多摩川北上、府中、立川

防衛省は今後同基地で月数回訓練を予定し、飛来日時、飛行経路は事前通告しない方針として報道されています。このことで周辺の住民には新たな不安が広がっています。

府中市は近隣8市に加わっていません。市のホームページを見た限りでは現段階の動きはないようです。同機の木更津基地から立川基地への飛行経路を考えると市街地を避けるという点から常識的に東京湾から多摩川を北上し府中を経由し立川に至るコースが十分想定されます。文字どおり府中市上空が飛行経路となり市民の安全・安心が脅かされます。府中市の機敏な毅然とした対応が求められています。

1日多摩川上空の飛行を目撃

市民から1日「郷土の森公園」で最盛期のロウバイや梅の花を愛でながら散策中上空で何やら得体の知れない爆音が聞こえてきた。梅の咲き具合の取材撮影をしていたJ：com社員が「オスプレイだ」と叫んだ。振り返るとロウバイの向こうに黒い巨体がドドドドドド・・・と、低音でうなるような爆音を残して多摩川に沿って木更津方面に飛んで行ったとの情報も寄せられました。

〔陳情事項〕

本市上空が飛行経路とされているにもかかわらず事前の説明がなされていません。府中市は防衛省に周辺8市の要望に準拠し直ちに要望書を

提出してください。防衛省が十分な説明責任を果たし、市民の懸念が払拭されることのないまま立川へ飛来・訓練することのないよう強く求めてください。

付託する委員会	
---------	--